

鹿角市行政パートナー実施要領

- 第1条 目的
- 第2条 行政パートナーの募集
- 第3条 行政パートナーの申請
- 第4条 パートナーの選定及び決定
- 第5条 選定委員会
- 第6条 委託契約の締結
- 第7条 行政パートナーの公表
- 第8条 パートナーシップ協定の内容
- 第9条 行政パートナーの役割と責務
- 第10条 共働業務の評価
- 第11条 その他

鹿角市行政パートナー実施要領

(目的)

第1条 この要領は、鹿角市共動パートナー制度実施要綱（以下「要綱」という。）第2条第1項第1号に規定する行政パートナーについて必要な事項を定める。

(行政パートナーの募集)

第2条 市長は、行政パートナーに委託しようとする業務（以下「共動業務」という。）の内容、選定方法、契約期間等を定めたときはこれらを公表する。

2 市長は、共動業務の内容を定めるときは、次に掲げる事項を考慮する。

- (1) 共動パートナーが有する知識経験及び能力を活かせる業務であること。
- (2) 共動することにより公共サービスの効果の拡大が期待できる業務であること。
- (3) 共動パートナー制度に登録している団体の育成に寄与する業務であること。

(行政パートナーの申請)

第3条 共動業務を受託しようとする共動パートナーは、次に掲げる書類を、市長に提出しなければならない。

- (1) 共動業務受託申請書（様式1）
- (2) 共動業務企画提案書（様式2）
- (3) その他、市長が必要と認める書類

(行政パートナーの選定及び決定)

第4条 共動業務を委託する行政パートナーは、市長が選定委員会に諮り決定する。

2 前項の規定による選定については、次に掲げる事項を考慮するものとする。

- (1) 行政パートナーは、市と連携し、責任をもって共動業務を遂行できること。
- (2) 行政パートナーの企画提案に創意工夫があり、能力等が活かされていること。

(選定委員会)

第5条 選定委員会の構成員は助役、総務部長、市民部長、産業建設部長、教育次長とする。

2 選定委員会は、助役が招集し、議長となる。

3 選定委員会の庶務は、委託する所管課において担当する。

(委託契約の締結)

第6条 市は前条の規定により行政パートナーを決定したときは、行政パートナーと協議のうえ具体的な業務内容を定め、委託契約を締結する。

(行政パートナーの公表)

第7条 市は、前条の規定により契約を締結したときは、行政パートナー及び当該業務について公表する。

(パートナーシップ協定の内容)

第8条 要綱第10条に規定するパートナーシップ協定(以下「協定」という。)には、次に掲げる内容を定めるものとする。

- (1) 協定を締結する目的
- (2) 共動に関する原則
- (3) 行政パートナー及び市の役割及び責務
- (4) 協定の有効期限
- (5) その他行政パートナーと市が対等な立場で共動業務を行うために必要な事項

(行政パートナーの役割と責務)

第9条 行政パートナーは、次に掲げる役割と責務を担うものとする。

- (1) 行政パートナーは、第6条の規定により締結した契約に基づき、業務を遂行する。
- (2) 行政パートナーは、当該業務について、自らの持つ能力等を積極的に生かす。
- (3) 行政パートナーは、自らの活動促進に努める。

(共動業務の評価)

第10条 要綱第13条に定める評価項目は、次に掲げる事項とする。

- (1) 行政パートナーに委託した業務に対する評価に関する事。
- (2) 行政パートナーに対する評価に関する事。

(その他)

第11条 この要領に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この要領は、平成18年2月10日から施行する。